

全弓連発第 26-129 号
平成 27 年 2 月 27 日

地 連 会 長 各 位

公益財団法人 全日本弓道連盟
会 長 石 川 武 夫



矢羽の使用に関する準則の制定について（報告）

標題のこと、本連盟ではこのたび「矢の使用に関する準則」を制定いたしました。
地連会長各位におかれては、本準則ならびに運用についてご熟知いただくとともに、
貴地連所属の会員各位に広くご周知いただきたくよろしくお願い申し上げます。
なお、本準則の制定にあたり、運用に関する説明会の開催を計画しています。詳細が
決まり次第、改めてご案内申し上げます。

記

<添付書類>

1. 矢羽の使用に関する準則
2. 羽根の使用等に関する早見表
3. トレーサビリティ証明書および記入例
4. お知らせ【会員の皆様へ】

以上

○本件担当

公益財団法人全日本弓道連盟事務局：浅見・清水

TEL：03-3481-2387／FAX：03-3481-2398

E-mail：kanri3@kyudo.jp

【矢羽の使用に関する準則】

第1条 目的

本準則は、日本古来から使用されてきた矢羽の取り扱いに関し、矢羽に関する国内法である「種の保存法」及び国際法である「ワシントン条約」等で規制される希少動物を保護することを目的とし、以下の三原則に基づき、矢羽の適正な使用について定める。

- (1) 法令及び規制事項（法規制等）の順守
- (2) 自然保護及び自然との共生
- (3) 弓道の伝統文化及び財産権の保護

第2条 適用

本準則は、公益財団法人全日本弓道連盟（以下、「連盟」という。）及び加盟団体（以下、「加盟団体」という。）並びにそれらの役員、会員の全てに適用する。

第3条 責任及び権限

連盟は、第1条に定める目的の三原則を全ての加盟団体及び役員、会員に周知し順守させるための責任と権限を有する。また、加盟団体及び役員、会員は本準則を順守することは当然のこととして、矢羽に関する法律を含むあらゆる法令及び規制事項を順守しなければならない。

法令及び規制事項を順守する責任は、役員、会員個人にあることを自覚しなければならない。一方、役員、会員個人の財産権は憲法のもとで保障されなければならない。

第4条 内容

1 法令及び規制事項順守に関する準則

矢羽に関する国内法である「種の保存法」及び国際法である「ワシントン条約」等で規制される希少動物保護に関し、違法な行為があってはならない。

法令及び規制事項の順守に関する周知のための教育、訓練及び自覚と法令及び規制事項順守の証明のために、本準則の適用される加盟団体及び役員、会員は、以下に定める運用を順守しなければならない。

- (1) 連盟は、本準則を含む法令及び規制事項等について、定期的に、役員、会員に自覚教育を実施しなければならない。
- (2) 連盟は、本準則を含む法規制等が順守されているかについて、会長が指名する委員により組織され、本連盟とは独立した権限を有する監査委員により、定期的に監査を実施しなければならない。監査委員は、その結果を会長に報告し、問題ある場合、連盟は、しかるべき是正処置（再発防止策）をとらなければならない。

- (3) 矢羽に関する法規制である「種の保存法」及び「ワシントン条約」で規制される希少動物の羽根の加工品に該当の恐れのある矢羽を購入又は譲り受ける者は、それらの矢羽を適正に入手した証拠（トレーサビリティ）を確認しなければならない。
- (4) 矢羽に関する法規制である「種の保存法」及び「ワシントン条約」で規制される希少動物の羽根の加工品に該当の恐れのある矢羽を使用する者は、その矢羽が適正に入手された証拠（トレーサビリティ）を示すために、別に定めるところに従い、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」を作成し、連盟及び加盟団体が所管する競技会及び審査会においてその矢羽を使用する場合は、これを常に携帯しなければならない。「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」に記入すべき猛禽類の種類については、別紙において定めるものとする。

2 自然保護及び自然との共生に関する準則

本準則の適用される加盟団体及び役員、会員は、自然保護、自然との共生の理念のもと、行政、自然保護団体等と協力して自然保護に努めなければならない。

連盟は、それぞれの分野に関係する企業及び団体と協力して、希少動物保護のための施策、及び、希少動物の矢羽に代わる矢羽の開発を進めなければならない。

3 弓道の伝統文化及び財産権の保護に関する準則

弓道の伝統文化を継承・発展させるとともに、憲法で認められた個人の財産権は尊重されなければならない。法令及び規制事項等に抵触しない適正に入手された矢羽の販売及び譲渡は、本準則に従い適正に行わなければならない。

第5条 賞罰規定

本準則に従い、希少動物保護に貢献のあった団体及び個人を表彰することができる。また、本準則に違反した加盟団体及び役員、会員は、懲戒規程に従い、処罰されなければならない。

第6条 その他

1 準則改訂について

法規制が見直されるなど、本準則の改訂が必要となった場合は、会長が指名する委員により組織する「矢羽の使用に関する準則委員会」により、改訂案を作成させ、会長の承認を経て理事会で決定する。

2 施行日

本準則の施行日は、平成27年1月26日とする。なお、第4条第1項については、平成27年6月30日までを周知準備期間とし、平成27年7月1日より適用とする。

(別紙)

「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」に記入すべき猛禽類の種類

「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」には、以下の和名に該当する猛禽類について、記入すべきものとする。

- (1) オオタカ（大鷹）
- (2) イヌワシ（犬鷲）
- (3) オガサワラノスリ（小笠原鷲）
- (4) カンムリワシ（冠鷲）
- (5) クマタカ（熊鷹）

羽根の使用等に関する早見表

鳥の種類	学名	現在個人的に保有するものを保有し続けること	競技会や審査会で使用すること	他人に譲渡すること 他人から譲受すること
国内のオオタカ(大鷹)	<i>Accipiter gentilis fjiyamae</i>	○	○	×
輸入のオオタカ(大鷹)		○	○	○
国内のイヌワシ(犬鷲)	<i>Aquila chrysaetos japonica</i>	○	○	×
輸入のイヌワシ(犬鷲)		○	○	○
オガサワラノスリ(小笠原鷲)	<i>Buteo japonicus toyoshimai</i>	○	○	×
国内のオジロワシ(尾白鷲)	<i>Haliaeetus albicilla albicilla</i>	○	×	×
輸入のオジロワシ(尾白鷲)	<i>Haliaeetus albicilla groenlandicus</i>	○	×	×
国内のオオワシ(大鷲)	<i>Haliaeetus pelagicus pelagicus</i>	○	×	×
輸入のオオワシ(大鷲)		○	×	×
国内のカムリワシ(冠鷲)	<i>Spilornis cheela perplexus</i>	○	○	×
輸入のカムリワシ(冠鷲)		○	○	○
国内のクマタカ(熊鷹)	<i>Spizaetus nipalensis orientalis</i>	○	○	×
輸入のクマタカ(熊鷹)		○	○	○

※「競技会や審査会で使用すること」が可の種類については、「矢羽の適正入手証明書(トレーサビリティ証明書)」への記載により、使用することができる。

※上表に記した以外の鳥の羽根は、証明書への記載は不要。(保有、使用、譲渡・譲受とも可)

【矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）の記入上の注意】

1. 上の記入例を参考にいただき、所有されているオオタカ、イヌワシ、オガサワラノスリ、カンムリワシ、クマタカの羽根を用いた矢羽につき、下記の要領で該当欄に必要事項をご記入ください。（なお、矢羽に用いられている猛禽類の種等が不明な場合は、弓具店等にお問い合わせいただいでご確認ください。）

- ① 連盟個人コードを記載
- ② 所属する地連を記載 例：〇〇県
- ③ 称号・段位 を記載 例：教士〇段
- ④ 氏名（ふりがな）を記載
- ⑤ 該当する矢羽につき、「連盟個人コード - 追番」を順次記載 例：1234567 - 1 ……1234567 - 8
- ⑥ 所有する矢羽の種類を俗称等で記載 例：熊鷹尾羽
- ⑦ 添付資料を参考にして、矢羽に対応する鳥の「種」の一般名称を記載 例：クマタカ
- ⑧ 矢の本数又は矢羽の枚数を記載
- ⑨ 入手先を記載 例：〇〇弓具店、□□氏
- ⑩ 入手した年月を記載
- ⑪ 第三者に譲渡したり、廃棄したりした場合は、その旨を記載
- ⑫ 第三者に譲渡したり、廃棄したりした場合は、その年月日を記載

2. 不明な点については、おおまかな時期等を記載頂いても結構ですし、空欄のままでも結構です。ただし、虚偽の記載等が発覚した場合には、連盟懲戒規程に基づいて処分される場合がありますので、ご注意ください。

平成27年2月27日

矢羽の使用に関する準則制定のお知らせ

近時、ワシタカ類の羽根を用いた矢羽に関して、関連法令等に違反する取引がなされていた可能性があり、この問題につき昨年3月に調査委員会を設置して調査を行っていたことは、既にホームページでご案内したとおりです。

当連盟では、同調査委員会の報告を受けて、矢羽の使用に関する準則委員会及び矢羽の認定に関する検討委員会を設置し、矢羽の使用に関するルール（準則）を検討してまいりましたが、この度、両委員会の検討結果がまとまり、平成27年1月26日の理事会において、一部修正を加えた上で、「矢羽の使用に関する準則」が承認され、成立しましたので、ここにお知らせいたします。

当連盟では、種の保存法を所管する環境省にも相談し、検討を進めましたが、これによれば、種の保存法による規制の対象は、同法施行令別表に「和名」で記載されている「種」のうちの「学名」で記載されている「亜種」のみであり、対象となる行為は「譲渡」「譲受」「引渡」「引取」等で「保有」や「使用」は対象外であるとのことでした。

従いまして、現在出回っている矢羽のうち、種の保存法に違反すると思われる矢羽は、国内外種を問わず規制対象であるオジロワシとオオワシの羽根が密猟者等から譲渡される中心とも思われるため、これらを排除する方策を講じることが極めて重要であるとの観点から、今回の準則を策定するに至ったものです。

このため、今回の準則では、オオタカ、イヌワシ、オガサワラノスリ、カンムリワシ、クマタカについては、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」に記載していただき、これらの羽根を用いた矢を使用する場合には証明書を提示していただくこととし、オジロワシとオオワシについては、証明書への記載も、競技会や審査会での使用も禁止させていただくこととしました。この取扱いは、法改正等の状況の変化に応じて、随時変更させていただく場合がありますので、今後も関連する告知にご注意ください。

今回の準則は、流通する矢羽の適正入手（トレーサビリティ）を確保することにより、密猟者等の矢羽を使用・流通の場から排除すべく、皆様のご協力のもと、法令に係る「種」のワシタカ類の矢羽につき、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」を作成・携帯する制度を実施して、法令順守、弓道の伝統文化の継承・発展、財産権保護、自然保護について、調和のとれた対応を行うことを目的としております。

準則を実効あるものとするためには、皆様のご理解とご協力がたいへん重要となってまいります。この点、是非ともご理解をいただき、準則とあわせて、矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）記入上の注意と参考資料もよくお読みいただき、証明書の作成と携行にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、準則や矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）の記載方法等につき、疑問な点やご質問等がございましたら、書面により、下記事務局までお問合せ下さい。

<問合せ先>

E-mail : kanri3@kyudo.jp

FAX : 03-3481-2398

郵送 : 150-8050

東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館
(公財) 全日本弓道連盟事務局 宛